

議案第65号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和35年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第13条中「8万円」を「9万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第3項ただし書及び第13条の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理　　由

地方税法施行令の改正を踏まえ、介護納付金課税額に係る課税限度額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。